

特定非営利活動法人はなうた 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人はなうたという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、どんな人も一人の人間として、何者に対しても対等な権利と義務及び尊厳とを持って、安心して生活できる地域社会をつくるために、法に基づいた福祉サービス等の事業を行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境保全を図る活動
6. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
7. 子どもの健全育成を図る活動
8. 情報化社会の発展を図る活動
9. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

1. 障がい者福祉に関する事業
 - ① 障がい者支援事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
2. 高齢者福祉に関する事業
 - ① 高齢者支援事業
 - ② 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- ③ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ④ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑤ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑥ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑧ 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ⑨ 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- 3. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 5. 高齢者向け賃貸住宅の管理・運営
- 6. 有料老人ホームの設置・運営
- 7. サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営
- 8. 人材育成に関する事業
- 9. 環境保全に関する事業
- 10. その他この法人の目的を達成することに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を援助するために入会した個人
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同し事業を援助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3. 理事長は、入会申込者がこの法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 12 人以内。

(2) 監事 1 人以上 2 人以内。

2. 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選出し、選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の規定及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 23 条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 入会金及び会費の額
 - (3) 役員の職務
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) 事務局の組織及び運営
 - (6) その他この法人の運営に関する必要な事項
2. 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
3. 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めた場合。
 - (2) 理事の総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の 1 週間前までに発して行わなければならない。
3. 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、E-mail をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。
4. 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号または第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があった場合、理事長は 2 週間以内に会議を招集しなければならない。

(運営方法)

第 26 条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第 27 条 総会及び理事会は、構成員総数の 2 分の 1 以上が出席した場合に開会する。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3. 理事会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
4. 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 1 項及び第 2 項、第 31 条第 2 項並びに第 42 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
5. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
6. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
7. 前項の規定により表決した理事は、第 27 条、第 28 条第 3 項及び第 4 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
8. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面等による議決)

第 30 条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 31 条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会にあっては、正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）理事会にあっては、理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 34 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 35 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 36 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、その翌年の 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2. 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。尚、解散時における債権の申し出及び清算法人の破産に係る公告については官報へ掲載する。

第 9 章 雑則

(細則)

第 47 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	窪田 淳一郎
副理事長	岩崎 匡哉
副理事長	天井 洋平
理事	白岩 成人
監事	丸井 幸範

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 = 入会金、年会費 0 円
 - (2) 賛助会員 = 入会金 0 円、年会費 3000 円
 - (3) 団体会員 = 入会金 0 円、年会費 5000 円

附則

この定款は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 日 一部改訂

令和 7 年 月 日 一部改訂

令和6年度の事業計画書

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

特定非営利活動法人はなうた

1 事業実施の方針

- ・訪問介護事業(介護保険・障害福祉)においては、活動の維持を目標とする。
- ・障がい児通所事業においては、利用者の獲得・サービスの向上に努めることを目標とする。
- ・就労継続支援事業においては、通所、在宅両面での柔軟な対応を充実させていくことを目標とする。
- ・居宅介護支援事業においては、利用者の獲得・サービスの向上に努めることを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費 (単位:千円)
障がい者福祉に関する 事業	居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護、就労継続支 援B型	A)年度内 B)札幌市内 C)30名	D)障害者手帳所有者 E)180名の利用者	166,020
		A)年度内 B)岩内町、共和町 C)5名	D)障害者手帳所有者 E)10名の利用者	16,810
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく障がい福祉サービ ス事業	居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護、就労継続支 援B型	実施予定なし	-	0
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく移動支援事業	移動支援	A)年度内 B)札幌市内 C)10名	D)障害者手帳所有者 E)20名の利用者	3,000
		A)年度内 B)岩内町、共和町 C)5名	D)障害者手帳所有者 E)5名の利用者	450
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく一般相談支援事業	相談支援事業	実施予定なし	-	0
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく特定相談支援事業	相談支援事業	実施予定なし	-	0
介護保険法に基づく居 宅サービス事業	訪問介護	A)年度内 B)札幌市内 C)20名	D)介護認定当事者 E)40名の利用者	17,100
		A)年度内 B)岩内町、共和町 C)5名	D)介護認定当事者 E)10名の利用者	560
介護保険法に基づく介 護予防サービス事業	予防サービス	実施予定なし	-	0

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業	A)年度内 B)札幌市内 C)10名	D)介護認定当事者 E)20名の利用者	2,285
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	実施予定なし		0
介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業				
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援	A)年度内 B)札幌市内 C)7名	D)介護認定当事者 E)60名の利用者	32,210
介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護予防支援	A)年度内 B)札幌市内 C)7名	D)要支援認定当事者 E)10名の利用者	100
介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし		0
高齢者向け賃貸住宅の管理・運営	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし		0
有料老人ホームの設置・運営	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし		0
サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし		0
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス	A)年度内 B)岩内町 C)6名	D)障害者手帳所有者 E)35名の利用者	24,000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	相談支援事業	実施予定なし		0
人材育成に関する事業	実施予定なし	実施予定なし		0
環境保全に関する事業	実施予定なし	実施予定なし		0
障がい者支援事業 高齢者支援事業	福祉有償運送	A)年度内 B)札幌市内 C)10名	D)札幌市内の居宅介護等のサービス利用者 E)150名の利用者	20
その他この法人の目的を達成することに必要な事業	実施予定なし	実施予定なし		0
合計				262,555

令和7年度の事業計画書

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

特定非営利活動法人はなうた

1 事業実施の方針

- ・訪問介護事業(介護保険・障害福祉)においては、活動の維持を目標とする。
- ・障がい児通所事業においては、利用者の獲得・サービスの向上に努めることを目標とする。
- ・就労継続支援事業においては、通所、在宅両面での柔軟な対応を充実させていくことを目標とする。
- ・居宅介護支援事業においては、利用者の獲得・サービスの向上に努めることを目標とする。
- ・有料老人ホーム事業においては、運営管理、継続的なサービスの向上に努めることを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費 (単位:千円)
障がい者福祉に関する 事業	居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護、就労継続支 援B型	A)年度内 B)札幌市内 C)30名	D)障害者手帳所有者 E)180名の利用者	146,030
		A)年度内 B)岩内町、共和町 C)5名	D)障害者手帳所有者 E)10名の利用者	12,800
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく障がい福祉サービ ス事業	居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護、就労継続支 援B型	実施予定なし	-	0
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく移動支援事業	移動支援	A)年度内 B)札幌市内 C)10名	D)障害者手帳所有者 E)20名の利用者	2,900
		A)年度内 B)岩内町、共和町 C)5名	D)障害者手帳所有者 E)5名の利用者	448
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく一般相談支援事業	相談支援事業	実施予定なし	-	0
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく特定相談支援事業	相談支援事業	A)年度内 B)札幌市内 C)1名	D)障害者手帳所有者 E)2名	5
介護保険法に基づく居 宅サービス事業	訪問介護	A)年度内 B)札幌市内 C)20名	D)介護認定当事者 E)40名の利用者	16,000
		A)年度内 B)岩内町、共和町 C)5名	D)介護認定当事者 E)5名の利用者	400
介護保険法に基づく介 護予防サービス事業	予防サービス	実施予定なし	-	0

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業	A)年度内 B)札幌市内 C)35名	D)介護認定当事者 E)50名の利用者	2,300
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	A)年度内 B)札幌市内 C)30名	D)介護認定当事者 E)40名の利用者	90,000
介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	予防サービス	実施予定なし	-	0
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援	A)年度内 B)札幌市内 C)5名	D)介護認定当事者 E)80名の利用者	40,000
介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護予防支援	A)年度内 B)札幌市内 C)5名	D)要支援認定当事者 E)10名の利用者	200
介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	住宅型有料老人ホーム	A)年度内 B)札幌市内 C)30名	D)介護認定当事者 E)40名の利用者	20,000
高齢者向け賃貸住宅の管理・運営	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし	-	0
有料老人ホームの設置・運営	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし	-	0
サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営	住宅型有料老人ホーム	実施予定なし	-	0
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス	A)年度内 B)岩内町 C)6名	D)障害者手帳所有者 E)35名の利用者	25,000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	相談支援事業	実施予定なし	-	0
人材育成に関する事業	実施予定なし	実施予定なし	-	0
環境保全に関する事業	実施予定なし	実施予定なし	-	0
障がい者支援事業 高齢者支援事業	福祉有償運送	A)年度内 B)札幌市内 C)8名	D)札幌市内の居宅介護等のサービス利用者 E)170名の利用者	30
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	実施予定なし	-	0
合計				356,113

6年度 活動予算書

令和6年 7月 1日から 令和7年 6月 30日まで

(特定非営利活動法人はなうた)
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,711,000	1,711,000	
4. 事業収益			
居宅介護料収入	58,130,000		
福祉有償運送収入	50,000		
訓練等給付費収入	160,670,000		
移動支援事業収入	4,935,000		
介護給付費収入	54,000,000		
自立支援給付費収入	10,700,000		
障害児施設給付費収入	20,800,000		
店舗販売収入			
その他事業収入		309,285,000	
5. その他収益			
受取利息	92,000		
雑収入	2,250,000	2,342,000	
経常収益計			313,338,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	172,000,000		
法定福祉費	23,000,000		
福利厚生費	1,640,000		
人件費計	196,640,000	196,640,000	
(2) その他経費			
仕入高	5,400,000		
合計	5,400,000	5,400,000	
末期棚卸高	△ 100,000		
売上原価	5,300,000		
業務委託費	25,650,000		
印刷製本費	700,000		
会議費	66,000		
旅費交通費	460,000		
車両費	3,000,000		
通信運搬費	2,100,000		
消耗品費	2,200,000		
給食費	2,132,000		
修繕費	668,000		
水道光熱費	4,930,000		
賃借料	2,560,000		
減価償却費	812,000		
保険料	43,000		
諸会費	23,500		
租税公課	60,000		
研修費	137,000		
教育娯楽費	290,000		
支払手数料	9,180,000		
支払寄付金	1,000		
交際費	26,800		

保守料	0		
新聞図書費	72,400		
広告費	3,480,000		
保険衛生費	129,300		
燃料費	1,900,000		
諸会費	24,000		
その他経費計	65,945,000		
事業費計		262,555,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
福利厚生費	1,630,000		
人件費計	1,630,000	1,630,000	
(2) その他の経費			
印刷製本費	282,000		
会議費	126,000		
交際費	13,250,000		
旅費交通費	463,000		
車両費	181,000		
通信運搬費	457,000		
消耗品費	680,000		
業務委託費	5,200,000		
修繕費	73,000		
水道光熱費	500,000		
地代家賃	1,420,000		
賃借料	1,200,000		
減価償却費	0		
保険料	1,650,000		
諸会費	167,000		
租税公課	560,000		
支払手数料	17,000,000		
支払利息	237,000		
燃料費	979,000		
広告宣伝費	310,000		
新聞図書費	37,000		
その他経費計	44,772,000		
管理費計		46,402,000	
経常費用計			308,957,000
当期経常増減額			4,381,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
固定資産売却益	37,467	37,467	
経常外収益計			37,467
IV 経常外費用			
1. 固定資産徐・売却損			
固定資産徐・売却損	2,207,902		
雑損失	10,000	2,217,902	
経常外費用計			△ 2,200,565
税引前当期正味財産増減額			△ 2,200,565
法人税、住民税及び事業税			300,000
当期正味財産増減額			△ 1,900,565
前期繰越正味財産額			△ 189,093,480
次期繰越正味財産額			△ 187,192,915

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

7年度 活動予算書

令和7年 7月 1日から 令和8年 6月 30日まで
(特定非営利活動法人はなうた)
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,500,000	1,500,000	
4. 事業収益			
居宅介護料収入	60,000,000		
福祉有償運送収入	30,000		
訓練等給付費収入	170,000,000		
移動支援事業収入	4,000,000		
介護給付費収入	54,000,000		
自立支援給付費収入	11,000,000		
障害児施設給付費収入	25,000,000		
店舗販売収入			
地域密着型介護料収入	115,200,000	439,230,000	
5. その他収益			
受取利息	92,000		
雑収入	2,000,000	2,092,000	
経常収益計			442,822,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	238,000,000		
法定福祉費	30,000,000		
福利厚生費	1,800,000		
人件費計	269,800,000	269,800,000	
(2) その他経費			
仕入高	5,400,000		
合計	5,400,000	5,400,000	
末期棚卸高	△ 100,000		
売上原価	5,300,000		
業務委託費	30,000,000		
印刷製本費	2,000,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	500,000		
車両費	4,000,000		
通信運搬費	2,500,000		
消耗品費	2,500,000		
給食費	2,500,000		
修繕費	800,000		
水道光熱費	5,200,000		
賃借料	3,000,000		
減価償却費	812,000		
保険料	80,000		
諸会費	250,000		
租税公課	80,000		
研修費	400,000		
教育娯楽費	400,000		
支払手数料	20,000,000		
支払寄付金	1,000		
交際費	50,000		

保守料	0		
新聞図書費	80,000		
広告費	3,600,000		
保険衛生費	130,000		
燃料費	2,000,000		
諸会費	30,000		
その他経費計	86,313,000		
事業費計		356,113,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
福利厚生費	1,800,000		
人件費計	1,800,000	1,800,000	
(2) その他の経費			
印刷製本費	300,000		
会議費	180,000		
交際費	1,400,000		
旅費交通費	550,000		
車両費	200,000		
通信運搬費	457,000		
消耗品費	680,000		
業務委託費	15,000,000		
修繕費	80,000		
水道光熱費	800,000		
地代家賃	35,000,000		
賃借料	1,500,000		
減価償却費	0		
保険料	1,800,000		
諸会費	180,000		
租税公課	600,000		
支払手数料	19,000,000		
支払利息	250,000		
燃料費	1,500,000		
広告宣伝費	800,000		
新聞図書費	50,000		
その他経費計	80,327,000		
管理費計		82,127,000	
経常費用計			438,240,000
当期経常増減額			4,582,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
固定資産売却益	4,000	4,000	
経常外収益計			4,000
IV 経常外費用			
1. 固定資産徐・売却損			
固定資産徐・売却損	2,207,902		
雑損失	10,000	2,217,902	
経常外費用計			△ 2,368,098
税引前当期正味財産増減額			△ 2,368,098
法人税、住民税及び事業税			600,000
当期正味財産増減額			△ 1,768,098
前期繰越正味財産額			△ 187,192,915
次期繰越正味財産額			△ 185,424,817